**入湯税の**

**特別徴収の手引き**



**久御山町**

**税 務 課**

はじめに

 入湯税は、鉱泉浴場（温泉施設）の入湯客にご負担いただく税金です。

 入湯税の徴収につきましては、地方税法及び久御山町町税条例の規定に基づいて、鉱泉浴場の経営者の皆様に入湯客から徴収していただき、毎月、久御山町に申告納税いただく「特別徴収の方法」によることとされています。

 鉱泉浴場の経営者の皆様におかれましては、この手引により入湯税の徴収方法や申告納入の手続についてご理解いただくとともに、入湯税の適正な課税・徴収にご協力いただきますようお願いします。

（ 参 考 ）

　特別徴収の方法とは……

　　法律又は条例に基づいて指定された特別徴収義務者の方に町に代わって納税義務者から税金を徴収していただき、町に納税していただく方法です。

　　久御山町町税条例第135条の規定に基づき、入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者が行うこととなっています。

・目　　　　　次・

問合せ先・申告書等の提出先

久御山町役場　総務部税務課　納税係

〒613－8585

京都府久世郡久御山町島田ミスノ38番地

電話075－631－9926、0774－45－3908

FAX 075－632－5933

１　入湯税の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　特別徴収義務者の経営申告・・・・・・・・・・・・２

３　入湯税の納税義務者・・・・・・・・・・・・・・・２

４　課税免除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

５　税率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

６　入湯税の徴収と帳簿の記載・・・・・・・・・・・・３

７　入湯税の納入申告と納入・・・・・・・・・・・・・３

８　実地検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

９　申告事項の異動・・・・・・・・・・・・・・・・・４

10　延滞金・加算金・・・・・・・・・・・・・・・・・４

11　 Ｑ＆Ａ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

12　（参考資料）久御山町町税条例（抜粋）．・・・・・・５

13 申告書等の様式・・・・・・・・・・・・・・・・・７

-１-

１ 入湯税の概要

 入湯税は、環境衛生施設、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備及び観光の振興に要する費用に充てることを目的に、鉱泉浴場における入湯に対して課税するものです。

（１）久御山町の制度の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 納税義務者 | 鉱泉浴場（温泉施設）の入湯客 |
| 課税を免除される方・ | ① 小学生以下の方 ② 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する方③ 学校（大学を除く。）の修学旅行に参加し、入湯する生徒や学生とその引率者・介添者の方 |
| 税　　率 | １人１日につき 150円（宿泊を伴う場合は、１泊をもって１日とします。） |
| 徴収方法 |  鉱泉浴場の経営者が利用者の入湯税を取りまとめて納付する特別徴収によります。  |
| 特別徴収義務者 | 鉱泉浴場（温泉施設）の経営者 |
| 特別徴収の手続 | 特別徴収義務者は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月15日までに前月分の入湯客数、税額等を記載した納入申告書を提出するとともに、入湯税を納入してください。  |
| 経営開始の申告 | 鉱泉浴場を経営しようとする方は、経営開始の日の前日までに「鉱泉浴場経営申告書」を提出してください。 |
| 帳簿記載義務等 | 特別徴収義務者は、入場客数などの必要な事項を帳簿に記載し、その帳簿を記載の日から３年間保存してください。 |

（２）入湯税納入の流れ

入湯客（納税義務者）

特別徴収義務者

（鉱泉浴場の経営者）

 久　御　山 町

入湯税を徴収

納入申告書の

作成・提出

 1人1日150円

※宿泊を伴う場合は、１泊をもって１日とします。

金融機関等で

入湯税を納入

 　　※納入申告書の提出及び入湯税の納入は、毎月15日までに行います。

 ２ 特別徴収義務者の経営申告

鉱泉浴場の経営を始めるときは、鉱泉浴場の施設の内容や利用料金など必要事項を記入した「鉱泉浴場経営申告書」を経営開始日の前日までに必要書類を添付して本町に提出してください。

また、名称変更のほか、経営の廃止や使用鉱泉源等申告した内容に変更があった場合には、速やかに経営申告書を提出してください。

《添付書類》

　・温泉利用許可証の写し　　　　・鉱泉水に関する成分分析表の写し

　・旅館業営業許可書の写し（鉱泉浴場を備えたホテル・旅館等の場合）

　・公衆浴場営業許可書の写し（鉱泉浴場が公衆浴場の場合）

 　 ・施設の構造及び設備並びに鉱泉を利用する浴槽が分かる配置図

３ 入湯税の納税義務者

入湯税の納税義務者は、鉱泉浴場に入湯した入湯者です。

※１「鉱泉浴場」とは、原則、温泉法にいう温泉を利用する浴場をいいます。

「温泉」とは、地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガスで、摂氏25度以上又は指定物質を含有する水をいいます（温泉法第２条第１項）。

※２ 外から温泉及び鉱泉を運び入れる、いわゆる「運び湯」を利用する施設も、入湯税の課税の対象となります。

４ 課税免除

本町税条例では、次の（１）～（４）のいずれかに該当する方については、入湯税の課税が免除されます。

 （１）小学生以下の方

 　外国人観光客等で日本の小学校に通学していない場合でも、入湯する日が属する会計年度の４月１日時点で年齢が満12歳未満であれば、入湯税の課税が免除されます。

 （２）共同浴場又は一般公衆浴場に入湯される方

① 「共同浴場」とは、寮や社宅などに設置され、入居者が日常的に利用するものをいいます。

② 「一般公衆浴場」とは、物価統制令の規定に基づき利用料金が設定されている、いわゆる銭湯などの施設をいいます。

 （３）修学旅行（大学を除く。）で入湯する児童や生徒とその引率者 ・介助者

 なお、ここでいう引率者・介助者とは、児童・生徒を引率する学校の教員や看護師等の学校関係者や日常介助が必要な児童・生徒の為の介助者が対象となり、付添カメラマンや同行の保護者等は対象にはなりません。

 　　※「修学旅行にかかる宿泊利用証明書」を宿泊施設を経由して提出してください。

５ 税率

　１人１日につき150円

 ※ 同一の鉱泉浴場であれば、入湯回数を問わず、１人１日につき（宿泊する場合は１泊につき）１回入湯税が課税されます。複数の鉱泉浴場において入湯する場合は、それぞれの鉱泉浴場ごとに課税の判断がされます。

６ 入湯税の徴収と帳簿の記載

 （１）入湯税の徴収

 入湯税の徴収は、鉱泉浴場の経営者が「特別徴収義務者」となり、特別徴収の方法により行います。

 特別徴収義務者は、入湯者が宿泊料金又は利用料金を支払う際などに、料金と合わせて入湯税を徴収してください。

 （２）帳簿の記載

 特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額等を月ごとに帳簿に記載し、管理してください。

 また、帳簿は、その記載の日から３年間保存してください。

　　 なお、帳簿は、必要事項が網羅していれば任意の様式でかまいません。

７ 入湯税の納入申告と納入

 （１）納入申告書の提出

 特別徴収義務者は、毎月15日までに前月１日から前月末日までに徴収した入湯税に係る入湯客数、税額等を記載した入湯税納入申告書を本町に提出してください。 （15日が土･日･祝日の場合はその翌日）

 （２）入湯税の納入

 特別徴収義務者は、毎月15日までに前月１日から前月末日までに徴収し　た入湯税を、eLTAX又は納入書を添えて金融機関窓口で納入してください。

　　　eLTAX(エルタックス）による電子申告・電子納税が令和５年10月から開始されています。ご利用ください。

８ 実地検査

 町は、入湯税の適切な徴収を図るため、提出された帳簿（入湯税納入申

告書、明細書）について電話等による口頭確認を行うほか、地方税法の規定に基づいて、経営者の事務所等を訪問し、実地での調査を行う場合があります。

 調査の際には、事務所等で保存している入湯税関係資料の提出を求めることがありますので、御理解と御協力をお願いします。

９ 申告事項の異動

特別徴収義務者は、所在地や名称等、これまでに申告された事項に異動があった場合は、その旨を直ちに申告してください。

１０ 延滞金・加算金

 （１）延滞金

 法定納期限内に納入されない場合は、延滞金が課されます（地方税法第

　　７０１条の１１、本法附則第３条の２）。

 （２）加算金

 過少な申告があった場合には過少申告加算金が、期限までに申告をされなかった場合には不申告加算金が課されます（地方税法第７０１条の１２第　１項・第２項・第４項、第７０１条の１３）。

１１ Ｑ＆Ａ

Ｑ１ 宿泊者の入湯の有無を把握できない場合はどうしたらいいですか。

Ａ 入湯税は、鉱泉浴場への入湯に対して課す税金ですので、入湯されていない場合は入湯税を徴収することができません。宿泊者が入湯されたかどうかを把握できない場合は、鉱泉浴場を経営される方において、宿泊者本人に対して確認していただくことになります。

Ｑ２ 宿泊者から、病気や怪我などにより温泉には入湯しなかった申し出があり

ました。この場合、入湯税の課税はどのようにすればよいのでしょうか。

Ａ 入湯税は、鉱泉浴場への入湯に対して課す税金ですので、入湯されていない場合は入湯税を徴収することができません。したがって、入湯税をあらかじめ預かっているときは、返金していただくことになります。

Ｑ３ 鉱泉浴場の経営を始めますが、必要書類を教えてください。

Ａ 　温泉利用許可証の写し、旅館業営業許可書の写し（鉱泉浴場を備えたホテル、旅館等の場合）、公衆浴場営業許可書の写し（鉱泉浴場が公衆浴場の場合）、鉱泉水に関する成分分析表の写し、施設の構造及び設備並びに鉱泉を利用する浴槽が分かる配置図を添付してください。

１２ （参考資料）久御山町町税条例（抜粋）

久御山町町税条例（抄）

第３章　目的税

第１節　入湯税

（入湯税の納税義務者等）

第131条　入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

（入湯税の課税免除）

第132条　次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

(1)　年齢満12歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者

(2)　共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者

(3)　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（大学を除く。）の行事として行われる修学旅行に参加する生徒及び学生並びに当該行事における引率者及び介添者

(4)　前３号に掲げるもののほか、公益上その他の事由により町長が課税を不適当と認める者

（入湯税の税率）

第133条　入湯税の税率は、入湯客１人１日について、150円とする。

（入湯税の徴収の方法）

第134条　入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。

（入湯税の特別徴収の手続）

第135条　入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

２　前項の特別徴収義務者は、当該鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。

３　第１項の特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月１日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る入湯客数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を町長に提出し、及びこの納入金を納入書によって納入しなければならない。

（入湯税に係る不足金額等の納入の手続）

第136条　入湯税の特別徴収義務者は、法第701条の10、第701条の12又は第701条の13の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告）

第137条　鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を町長に申告しなければならない。

(1)　住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)　鉱泉浴場施設の所在地

(3)　前２号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

２　申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

（入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等）

第138条　入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

２　前項の帳簿は、その記載の日から３年間これを保存しなければならない。

１３ 申告書等の様式